

### 事務処理フロー図

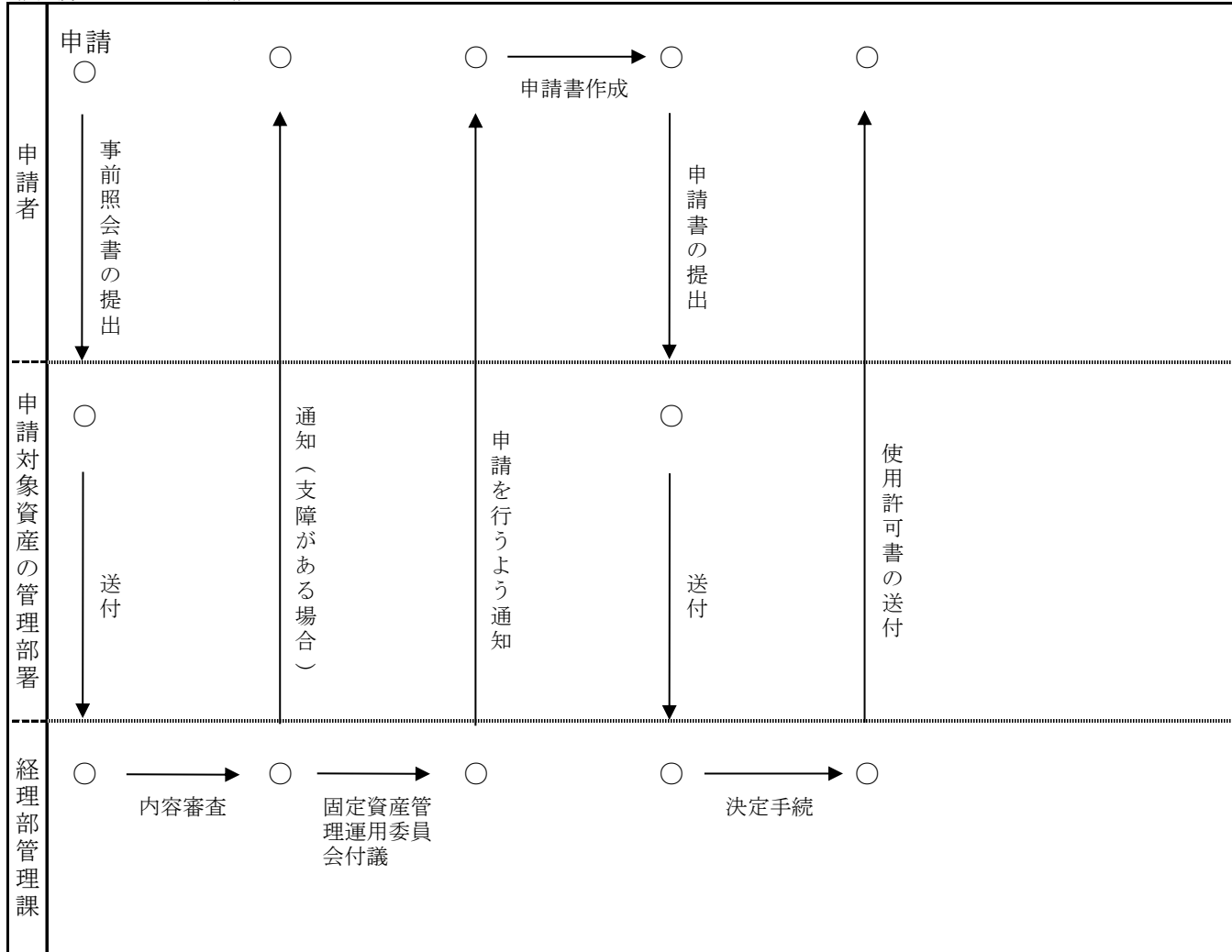
事務名	行政財産の使用許可(建物又は土地)
根拠法令	地方自治法第238条の4第7項

作成部署 水道局経理部管理課用地調整担当 電話03-5320-6388

標準処理期間計	60日
---------	-----

《事務処理フロー図》

《事務処理フロー図の説明》



項番	項目	説明
1	事前照会書の提出	事前照会書を申請対象財産の管理部署へ提出します。
2	内容審査	事前照会書の記載事項を確認の上、局事業に及ぼす支障の有無を審査します。
3	通知	支障がある場合、理由を明記して申請者に書面で通知します。
4	固定資産管理運用委員会への付議	支障が無い場合で、特に重要な案件について審議します。
5	申請を行うよう通知	行政財産の使用許可申請書を申請対象財産の管理部署へ提出するよう書面で通知します。
6	申請書の提出	行政財産の使用許可申請書を申請対象財産の管理部署へ提出します。
7	決定手続	使用許可について決定します。
8	使用許可書の送付	申請者あて使用許可書を送付します。